

新書紹介

自治体の情報公開

今橋盛勝、高寄昇三編著

学陽書房 A6判 二八八頁 一、四〇〇円

神奈川県では五十七年度中に

情報公開条例を制定し五十八年度実施を目ざして「情報公開推進懇話会」の審議など急ピッチで作業を進めています。ほとんどの都道府県でも情報公開について検討しています。こうした動きの中で、山形県金山町では今年四月一日から我が国で初めての公文書公開条例が施行され、国でも機関委任事務の取扱

いについて前向きな姿勢を示すなど情報公開に対する社会的関心は高まっています。

本市においても、昭和五十五年九月にプロジェクトチームを設置し、情報提供の現状に関する調査や文書保存量調査、市民意識調査を行い、今年度には、情報公開準備担当が設置され、

外部検討組織や全庁的な内部検討組織を設置するなど本格的な検討を始めようとしています。

本書「自治体の情報公開」は、こうした状況の中で、まさにタイミングを得た手引書となるものです。内容は四つの章からなり、それぞれ執筆者が分担していますが、本書を通した考え方は、「知る権利」が憲法上の原理的な権利としてとらえられていることです。

第一章は、帯刀治氏による「地域社会の変動と情報公開」です。ここでは、情報公開を必要とし、それを生み出す日本社会・地域社会の構造的変動を分析しています。従来、行政自身も的確な現状認識などの情報を把握できないために対応が遅れたこと、また住民の生活環境改善に対する主体的・自主的な取り組みに対して十分な情報の提供が必要なことなど情報そのものの価値を問い直しています。

第二章は、神戸市企画局主幹である高寄昇三氏による「情報公開と自治体の対応」です。ここでは、全国自治体の情報公開の取組みと検討課題を先進県の

研究報告書や訴訟等をもとに分析したもので、職員の経験を踏まえた問題点の指摘などを行い、制度化における要点をまとめ、この章を読むだけでも基礎的な知識が得られます。はじめに情報公開の効用及び基本的認識を述べ、阻害要因についても分析

しています。さらに、制度化を進める上での課題について検討します。主なものは、
○プライバシーの保護……保護条例の制定や行政データの運営・利用にあたってチェック機能などの必要性。
○適用除外事項……公開を原則とし、除外事項を必要最小限とするが、守秘義務との関連では制度化により守秘義務の判断が解消される。

○機関委任事務……その実態が団体委任事務に近いなど、大半の文書は自治体の純地方的事項として処理可能。
○救済機関……法律に明らかに違反しない限度で、審査・命令権を持った付属機関設置の組織編成権は団体自治の裁量権の範囲内で、第三者救済機関は設置可能との解釈。

最後に実務ベースの課題として情報公開化のキメ手を握っているのは、文書の整理・保管・公開システムとして、これに係るコストも事務効率化によるコストと相殺されるとしています。

第三章は、秋山幹男氏による「住民と情報公開」です。消費者運動や環境保護運動など市民・住民運動の実践に基づく情報公開制度の必要性を訴えます。

第四章は、今橋盛勝氏による「情報公開条例をめぐる法律問題」です。ここでは、第一章から三章のまとめとして、「住民の知る権利」「公務員の守秘義務」「機関委任事務」「行政救済」などについて法的解釈による究明と社会的分析を行って

います。特に、「行政救済」では、行政訴訟制度・国家賠償などこれまであまり検討がみられなかった現行救済制度にも言及しています。

情報公開に関する文献はここ数年かなりの数にのぼり、自治体でも独自の検討がなされています。この中には、欧米先進国の法令を参考にしたものもかなりあります。しかしながら、最近の研究の広がりには我が国独自の情報公開制度として確立されつつあります。こうした中で、

本書は、情報公開に関する検討をコンパクトに集大成したものです。これから情報公開を学ぶ人にとって入門書となり、また、既に検討中の人にとって、専門書としても活用できるものです。

企画財政局企画調整室

中山正己